

令和2年度 第1回まちづくり委員会議事録

日時：令和2年6月23日（火）
午後5時から午後6時20分まで
場所：役場4階委員会室

1 開 会

- ・委員の出席者は12名であり、過半数を満たしているため、本会議は成立となる。
- ・出席者 委 員：板東 康治、新田 睦、森部 富士樹、福原 福博、古村 卓也、源津 憲昭、
瀬野 乗昭、佐渡 志郎、大西 智貴、佐々木 良栄、村上 真美、京屋 愛子
※敬称略 計12名
オブザーバー：佐竹 正範（丘のまちびえい活性化協会）
事務局：まちづくり推進課 今瀧課長、竹本課長補佐、安藤係長、田野主任

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 議 案

（1）議題

議題1 役員選任について

- ・役員を選任について意見なく、事務局案を提示。
- ・会長に板東委員、副会長に新田委員を推薦する。→異議なし。事務局案で承認。

議題2 自治基本条例について【まちづくり推進課】

- ・昨年度よりまちづくり委員会で、「自治基本条例」の策定とその方法について議論を行い、専門部会を立ち上げ、策定に向けた具体的な作業を進めていくことを決定している。
- ・専門部会には継続委員の内7名の方に参画の承諾をいただいております、新規委員の方については本日の概要説明を通して参画の可否を確認する。なお、特別委員の吉田氏にも参画いただく。
- ・自治基本条例は自治体運営の「理念」や「基本原則」を定める条例で、自治体の法令の最高位に置かれ「自治体の憲法」とも呼ばれる。住民が主役となり、まちづくり活動に積極的に参加するための仕組みやルールを定めていくことになる。
- ・専門部会を中心に検討を進めていくが、必要に応じて有識者による講演会の開催や先進地視察を実施することも考えている。検討の経過は、まちづくり委員会のほか議会等にも随時報告させていただく予定。
- ・令和4年4月の施行を目指しており、令和3年12月には条例案を提案したい。

- ・新たな委員の方には、この会議の終了後に専門部会の参画についてご検討いただき、事務局から個別に意向確認させていただく。

～意見なし～

議題3 まちづくり評価について【まちづくり推進課】

- ・まちづくり評価については、「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」に基づいて庁舎内にて事業評価を行っているが、平成15年に策定された評価基準に関して現状に合わないケースが生じている。令和2年度から評価方法を改訂することから、その内容について説明させていただく。
- ・これまでは「事務事業評価」を中心に、各課の事業担当者が1～2件の小事業を選定して評価しているが、特段のルールはなく、毎年同じ小事業を同じ内容で評価していることが多い。評価方法も数量化された指標を用いるのではなく、事業担当者による主観的な評価となってしまう。
- ・令和2年度からは原則全ての小事業（評価対象となる令和元年度の小事業は475事業）を評価検証するが、評価することに適さない小事業については省くこととする。なお、評価の対象外とする考え方は、資料2-1の2(3)①～⑤に基づいて整理していく。
- ・全ての小事業を統一して評価できるように評価調書も修正している（資料2-3）。特に「評価指標」の欄を追加しており、小事業毎にKPIを設定して数値に基づいた明確な評価ができるようにしている。この評価は、まちづくり総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の成果検証にも活用したいと考えている。

（委員）まちづくり評価とまちづくり委員会の関係というか、まちづくり委員会でこれをどう扱うのか、何をしていくのかが分からなかったので教えていただきたい。

→資料2-3の評価調書をご覧ください。1次評価までは事業の担当課にて記入を行い、その内容を踏まえて、職員で構成される評価検討委員会にて2次評価を実施する。その評価結果について、まちづくり委員会にて委員からご意見をいただき、その議事録を公開することで、町民の皆さんにもお知らせすることとなる。

（委員）議員でもなんでもないのにここまで踏み込んでしまっても良いのかなという一抹の不安はある。僕らがここまでタッチしてしまっても良いのか。

→これまでに実施した事業の評価結果に対してご意見をいただくこととなり、何かを決定するという議員の役割とは異なるのでご安心いただきたい。

（委員）2点ある。1点目は、役場の資料は文字で書かれているが、これから自治基本条例を含めて町民参加していく中で、現在のやっている内容を説明していくときに、文字ばかりだとなかなか伝わらないし、今回の資料も読むのは難しい部分がある。もう少し、現在の評価システムはこのようになっているとチャートみたいなかたちに1枚で表して、それにこの文章が付いて、読んでいくとわかる。そういう工夫はいるのかなと思った。人口ビジョンの時のように文字もたくさんあるけど、四角で囲ったり、つながりがあったり、あのような工夫をされたりすると良いのかなと思う。

それから、結局評価をやって最後どうするのかと。事業を継続するのか、もっとバージョンアップしてやるのか、最終的にそこに結び付くと思う。その辺の基準のことがはっきり書かれていないので、評価が目的のようになって、475件も書類を作るのは大変だろうと感じた。

→資料についてはご指摘のとおり、文字数も多く行政用語も用いられ、内部資料のようになってしまっており大変申し訳ない。次回からイラストやパワーポイントを用いてわかりやすい資料作りに努めていきたい。

また、評価結果の最終的な取り扱いについて、評価基準には明記されていないが、評価調書下段にその事業の「拡大」「継続」「休止」といった判断をする項目が設けられている。全事業を評価する取り組み自体が初めてであり、総合戦略やまちづくりビジョンにも関連してくることから、評価の作業を進めていく中で随時評価基準の更新も検討していきたいと考えている。

→評価結果をしっかりと次年度予算に反映させるため、今回は評価の時期も早めており、評価が無駄になることはないと考えている。

(委員) 評価については、まちづくり委員がどうのこうの言うのではなく、報告に対して意見を述べるだけということか。前の議題の条例の制定とは全く違って、こういうこともお願いするということか。

→これまでもまちづくり評価は実施しているが、今回から評価方法を変えるため、その報告となる。

(委員) 資料2-3の中で、1が事業概要、2が事業検証評価となっているが、事業検証評価の下の方で、項目別事業評価(1次評価)の必要性というところがある。ここで検証の作業をするときに、必要性を検証するのであれば、事業概要のところ優先順位の高さ、おそらく緊急性が高いものなのか、重要度が高いものなのかということを確認できる項目が必要ではないか。事業を始める前提として、そのようなことが出てくるのかなと思った。優先順位の高さを決定するための項目ということ。

→基本的には全事業を評価するが、評価対象外事業を決めるに当たって、優先順位が低いものや評価の検討を要し得ないものをふるい分けする作業は役場内部で既に行っている。評価対象事業をさらに優先順位付けしていくという作業は可能な限り進めていくが、例えば、保健福祉課のような部署においては、優先順位を付けにくい小事業もたくさんあるためご理解いただきたい。

(委員) 緊急性が高いもの、重要度が高いもの、坦々と日常的に進めていかなければならないもの、といった分類におおらくなっていくということ。事業を始める際に優先順位を考えていくことは、とても大事なことだと思うが、例えば事業評価の中で、経済的効果なども項目としては含んでくるのか。

→事業の内容によって担当課で評価指標を設定していくことになる。その中に経済性のKPIを設定するようであればそれが指標になるが、全ての小事業が経済性の指標に結び付くとは限らない。

(委員) 評価の仕方が変わりますということで、人によって評価にばらつきが出ると思うが、評価者のスキルアップというのも、当然庁舎内では基準のようなものができて進められていくのか。

→基本的には資料2の評価基準に従って進めていくが、評価調書の作り方のような参考例を示す別冊資料を作成している。まずは一つ一つの評価調書を作成することで個々の職員のスキルアップに結びつくと考えている。

(委員) 今瀧課長にご回答いただきたい。最初の委員から質問があったことは、まちづくり評価について安藤係長から説明を伺って、それに対してどのように関われば良いのか、どのようなことを審議すれば良いのか、どのようなことを決めていけば良いのかという質問だったと思う。それに対して安藤係長からは、言ってみれば流れの説明があって、それ以上質問された委員はお伺いにならなかったと思うんですけど、今日は新メンバーの方もたくさんいらっしゃってるので、大変気になるんですけど、正にその質問。今日ご説明があったこと、あるいはこれから次回の委員会で説明されることに対して、まちづくり委員会の委員はどのようなスタンスでここにきて、どのような関わり方をすれば良いのか。今は資料がたくさん分かれていて、その資料に対して説明がなされて、どうでしょうかという風になっているけれども、どこをどうでしょうかと言われたんだっけとなってしまふ。だから、まちづくり委員会の役目というか、個々の委員の関わり方についてどうお考えになられているのかというのが1点。それからこれはお願いになってしまうが、委員17名が選任されてこの場に集っているが、なかなかこの17人の方の考える、あるいはフォーカスするところが合にくい。もう少しフォーカスさせるような、今これに関してこういうところを考えているんですよという方向にもっていかないと、もったいないとか無駄になってしまうとか、このメンバーを有効に使うためにももう少し絞った話にならないかなという2つ目の提案。1つ目はどのような関わり方をすれば良いのかという質問。以上。

→最初の委員の質問に関して、現状の規則上ではまちづくり委員会の方が「評価」をするというかたちはとれない。評価方法の良し悪しは別として、今は役場内部で事業評価を行い、その結果に対して委員から意見をいただき、それを各部署にフィードバックする流れになっている。これまでは、20程度の事業評価しか委員に提出されておらず、それではどのようにまちづくりにつながるのかも見えてこないで、今年からは全475事業のチェックを行い、ある程度部門を絞り込んで意見をいただくことになる。いずれにせよ「意見」というかたちでしか関われないシステムになっているので、自治基本条例を新たに策定していく中で、まちづくり委員会が第三者の立場でどのように評価をしていくかという立て付けを作っていくっていただくのかなと思っている。現状のシステムが正しいと考えているわけではなく、まちづくりを進めていく上で重要な「事業評価」につながる仕組みづくりを考えていただきたい。今年度については差し当たってこのように手を加えさせていただいた。

まちづくり委員がどのように関わっていくかということ、私の主観にもなるのかもしれないけれど、ケースバイケースにもよるかと思うが、これまでまちづくり委員会には、例えば建物を作ります、こんな事業を進めますという議題があって、それを各課がこの場で説明をして意見をもらうということもあるし、昨年会議においても議論があったと思うが、ゼロベースで皆様方にこういったものを検討していただきたいと、ですので委員のみなさんの自由な発想のもとで組み立ててください、整理は事務局の方でしていきますという案件があるかと思いますが、そういった中で、はっきり申し上げますと、みなさんが思ったことを自由に発言していただきたいというのが私の考え方で、あまり縛られた中で会議の方を進めたくないなという思いは持っている。

(委員) わかりやすい軽易なことばでお話いただければ、いいなと思うが、繰り返しになるがP D C AのPとかDの部分については、ほぼ関係なく、出来上がってるプランに対して、あるいは実行しているものに対して、という関わってくるのは、おそらくCの部分に関わってくるのかなと

思う。そうするとそこは、ON、OFFというか濃淡が必要で、Cに集約した話の進め方とか、資料の作り方とかも当然あると思うし、それから、思ったことをなんでも縛られずにお話をいただくとなれば、そういったような資料づくりとか会議の持っていく方もあると思うが、今の安藤係長からいただいた説明だと、話についていくのが精一杯で、資料を追いながら、こういったことかとなって、さあどうでしょうとなった時に、何を話せばいいのかってなるので、ちょっと頭の片隅においていただければと思う。

→私の自由なご意見をいただきたいという前に、委員さん側に立った資料づくり、議案づくりについて、何とかわかりやすい会議にしたいと思う。可能な限り取り組んでいきたい。

(委員) 私も昨年の途中から入ってきたが、資料の1-2を配っていただいているが、条例の21条を読んだときに、まちづくり委員とはこういうことを進めていけばいいのかなと感じたので、その辺をスタート時点で見み砕いてやっていただけるとすごくいいなと思った。今回、配布されていたので、目を通していただけると参考になると思う。

(委員) 評価の対象外となった事業があり、すべてで470項目あると言われていたが、その項目を一覧で見れるものがあり、確認はできるのか。

→ずらっと一覧でみるだけになるが、ご興味があればお出しすることは可能である。

(委員) その中でこれを抜粋したんですというのがわかれば、今度この事業を見たいなど意見が出てくるのかと思う。

(2) その他

- ・自治基本条例の専門部会について、新しい委員の方の参画可否については、個別に電話にて確認をさせていただく。新メンバーが決まった段階で早々に第1回の専門部会を開催したいと考えている。
- ・議案は1週間前には送るように努めている。その中で一度目を通していただいて、資料に対するご意見があれば、早めにご連絡いただくことで、当日用意ができる。我々がわかっている、委員の方々の側に立った資料の作り方ができていない部分があるので、ご連絡いただければできる限り対応をしたい。

(委員) 莫大な資料が多すぎて、実際は抜粋して、ここ、ここという説明をされる。それなら、紙がいっぱいあっても意味がないと思う。ここについて説明するというものをメインに資料があればいいのかなと思う。

6 閉会

※北海道スタイルに基づいて、常時換気を行い座席の間隔を空けるなどして会議を進行

令和2年度 第1回まちづくり委員会議案

日時 令和2年6月23日（火）
午後5時～
場所 役場4階委員会室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. あいさつ

4. 自己紹介

5. 議案

(1) 議題

・役員選任について

・自治基本条例について【まちづくり推進課】

・まちづくり評価について【まちづくり推進課】

(2) その他

5. 閉会

自治基本条例について

1 これまでの経過

昨年度のまちづくり委員会で、美瑛町における「自治基本条例」の策定とその方法について議論を行い、まちづくり委員会内に専門部会を立ち上げ、策定に向けた具体的な作業を進めていくことを決定した。

継続委員の内、7名の方が専門部会への参加に承諾をいただいている。新規委員の方の参画の可否を確認し、専門部会をスタートすることとする。

2 専門部会について

- ・本年度は全6回の開催を予定していたが、4月に開催予定だった部会については新型コロナウイルス感染症の影響により延期としている。
- ・新規委員の方の参画の可否が決定次第、第1回目の開催を予定している。
- ・専門部会には特別委員の吉田氏にも協力をお願いしている。

3 自治基本条例とは

- ・自治体運営の「理念」や「基本原則」を定める条例
- ・自治体の法令（条例、規則など）の中で最高位に置かれ「自治体の憲法」と呼ばれている。
- ・国には基本法規として「憲法」があるが、これまで自治体にはこのような基本法規がなかった。
- ・平成13年にニセコ町で全国初となる自治基本条例が制定された。これを契機に全国の自治体で自治基本条例が制定された。

4 条例の目的

- ・住民が主役のまちづくりを進めるためのルールを定めるもの。
- ・まちづくりの基本となる考え方や、住民、議会、行政、それぞれの役割や住民参加の仕組みなどが書かれている。
- ・住民がまちのことをみんなで考え、まちづくり活動にもっと参加していけるようにするもの。

5 美瑛町の条例

2003（平成15）年に現行条例の「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」を施行している（別紙のとおり）。

6 今後のスケジュール

別紙のとおり

>>>>ダウンロード<<<<<

○住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例

平成15年3月6日条例第4号

住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 情報の提供等（第6条・第7条）
- 第3章 町民意見等の把握と反映（第8条—第15条）
- 第4章 まちづくりの評価（第16条・第17条）
- 第5章 町民公益活動（第18条・第19条）
- 第6章 まちづくり委員会（第20条—第27条）
- 第7章 雑則（第28条）

附則

前文

今日の美瑛町は、開拓以来、多くの苦難と試練を乗り越え、町の発展に尽くされた多くの先人により築き上げられたものです。

私たちは、先人が築いてきた町の地域資源や精神を引き継ぎ、地域に根ざした美瑛町らしいまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためには、行政は、町の仕事が町民の意思に基づいてなされることを認識したうえで、その責任を的確に果たし、町民は、自らが持つ権利と責任のもと主体的かつ総合的視点に立った発言や行動により自治が行われる住民自治の精神を確認し、町民みんなが力を合わせて自らの町を自らが築いていくという地域社会の形成が必要です。

この条例は、町民の豊かな社会経験と斬新な発想をまちづくりに活かすとともに、町民が自らの意思と責任において様々な活動に積極的に取り組むことができるよう、まちづくりへの町民参加を推進し、みんなが誇れる住み良いまちの実現に向けて取り組むために制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民の主体性を活かしたまちづくりを推進するため、まちづくりへの町民参加について必要な事項を定めることにより、町民みんながともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住み良いまちの実現を図ることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する者をいいます。
- (2) 町民参加 町の計画及び政策の立案等において町民の意思が適切に反映されること及び町民が自らの意思でまちづくりのために行動することをいいます。
- (3) 町の機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 審議会等 町の機関に置く附属機関及びこれに類するものをいいます。
- (5) 町民公益活動 町民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動（営利を主たる目的とした活動、宗教活動及び政治活動を除く。）をいいます。
- (6) 町民コメント制度 町の基本的な計画等の立案において、その原案や参考となる資料を公表して、広く町民の意見を求め、寄せられた意見を考慮しながら意思決定を行うための制度をいいます。

(町民参加推進の原則)

第3条 町民参加の推進は、町民の権利として、平等に行います。

- 2 町民参加の推進は、町民の自主性を尊重して行います。
- 3 町民参加の推進は、地方自治の本旨に基づき、適正かつ継続的に行います。

(町民の役割)

第4条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりへの参加において、総合的な視点で自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

2 町民は、住み良いまちの実現に向け、相互に協力しなければなりません。

(行政の役割)

第5条 町長は、町政の代表者として町民の信託に応えるため、この条例の趣旨に基づき、まちづくりにおける町民参加の機会の充実及び町民に対する積極的な行政情報の提供と説明に努め、公正かつ誠実に町政の執行に当たらなければなりません。

2 町職員は、全体の奉仕者であることを認識し、地域の課題や町民ニーズに対応できる職務能力の向上に努めるとともに、町民との信頼関係を深め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

第2章 情報の提供等

(町民への情報提供)

第6条 町の機関は、町民がまちづくりに参加できるよう、必要な行政情報を積極的に町民に提供します。

(会議の公開等)

第7条 審議会等の会議は、町民に公開します。ただし、公開することが適当でない認められる場合を除きます。

2 町の機関は、審議会等の会議について町民への説明に努めます。

第3章 町民意見等の把握と反映

(委員の公募)

第8条 町の機関は、審議会等の委員を任命しようとするときは、規則で定める特別な場合を除き、定数の一部に公募による委員を含めるとともに、委員の年齢、性別、職種などの均衡を図ります。

(町民意見等の提案)

第9条 町民は、この条例に基づいて町の機関に対して意見、提案等を行うときは、氏名及び住所を明らかにしなければなりません。

(町民意見等の把握)

第10条 町の機関は、まちづくりに関して町民の意見、提案等(以下「町民意見等」という。)を把握するため、必要に応じ次に掲げる取り組みを行います。

- (1) 町民コメント制度
- (2) まちづくり町民集会
- (3) その他必要な町民意見等の把握

2 町の機関は、町民が意見等を出しやすい体制づくりに努めます。

(町民コメント制度)

第11条 町の機関は、町の基本的な計画等の立案において、特に町民の意見を必要とする場合は、町民コメント制度(以下「町民コメント」という。)を実施し、町民の意見を聴き、その適切な反映に努めます。

2 町民コメントの対象事項は、次に掲げるものとします。ただし、規則で定めるものを除きます。

- (1) 総合計画及び町のそれぞれの分野における重要な計画等の立案
- (2) その他町民生活に関わる重要な事項で、町の機関が町民の意見を求める必要があると認めるもの

3 町の機関は、町民コメントを実施する場合は、規則の定めるところにより、必要な事項を町民に公表します。

(まちづくり町民集会)

第12条 町の機関は、町民の幅広い意見を把握するため特に必要と認める場合は、規則の定めるところにより、まちづくり町民集会を開催します。

(町民意見等への対応)

第13条 町の機関は、町民意見等が出されたときは、速やかにその対応に当たります。

2 町の機関は、町民意見等への応答に当たっては、町民に対し適切な説明を行うものとします。

(町民意見等の反映)

第14条 町の機関は、第10条第1項各号の規定により出された町民意見等について総合的に検討し、

その適切な反映に努めるとともに、検討過程を明らかにします。

2 町の機関は、前項の町民意見等について規則の定めるところにより、その検討結果を公表するものとします。

3 町の機関は、前項の町民意見等にかかる検討結果を第20条に規定する美瑛町まちづくり委員会に報告するものとします。

(その他の町民意見等)

第15条 町の機関は、第10条第1項各号の規定によらず出された町民意見等のうち、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合うと認められるものについては、前条第1項の規定に基づき取り扱うものとします。

2 町の機関は、前項の町民意見等について検討結果を意見等の提出者に伝えるとともに、必要に応じて規則の定めるところにより、検討結果の公表を行います。

第4章 まちづくりの評価

(まちづくりの評価)

第16条 町の機関は、行政活動を進めるに当たり適正な評価(以下「まちづくりの評価」という。)を行うとともに、その結果が町政に反映するよう努めます。

(評価の公表)

第17条 町の機関は、まちづくりの評価結果を町民に公表します。

2 前項の評価結果の公表は、政策、事業等の目標や成果を町民にわかりやすく示すとともに適切な時期に行います。

第5章 町民公益活動

(町民公益活動の推進)

第18条 町の機関は、町民公益活動が活発に行われる環境づくりなど適切な施策を実施するよう努めます。

(町民公益活動への支援)

第19条 町の機関は、団体、地域及び個人などが行う町民公益活動を促進するため、情報の提供、活動への協力など必要な支援を行います。

第6章 まちづくり委員会

(美瑛町まちづくり委員会の設置)

第20条 町長は、まちづくりへの町民参加を推進するため、美瑛町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

(審議事項)

第21条 委員会は、次の事項について調査審議するものとします。

- (1) 町の総合計画に関すること
- (2) 町の基本構想の策定及び主要施策の企画立案に関すること。
- (3) 町民意見及び提案の反映に関すること。
- (4) 町民公益活動の推進に関すること。
- (5) その他必要な事項

2 委員会は、調査審議するに当たって必要がある場合には、町民及びその他の者から意見を聴くことができます。

(委員会の組織)

第22条 委員会の委員は、25人以内とし、次に掲げる町民から年齢、性別、職種等の均衡を考慮し、町長が委嘱します。ただし、第2号の委員に限り、町長が特に必要と認めるときは、町民以外の者を委嘱することができます。

- (1) 公益活動団体に所属する者
- (2) 有識者
- (3) 公募による者

2 委員会には、専門部会を設置することができます。

(特別委員)

第23条 町長は、特別な事項を調査審議するために必要があるときは、委員会に特別委員を置くことができます。

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とします。

- 2 委員は、再任を妨げません。ただし、任期が6年を超えて継続して委員となることはできません。
- 3 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 4 特別委員は、特別な審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなします。

(会長及び副会長)

第25条 委員会に会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出します。
- 3 会長は、委員会を代表し、会議の議長となります。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理します。

(会議)

第26条 委員会は、会長が招集します。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立することとします。
- 3 委員会は、公開することが適当でないと思えられる場合を除き、公開します。

(事務局)

第27条 町長は、委員会の運営及び必要な事項を効果的に処理するため、事務局を置きます。

第7章 雑則

(施行規定)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5項から第7項の規定は、この条例の施行後に任命される委員について適用する。

(美瑛町総合開発促進委員会条例の廃止)

- 2 美瑛町総合開発促進委員会条例（昭和31年美瑛町条例第3号）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際に、前項の規定による廃止前の美瑛町総合開発促進委員会条例第3条第2項の規定により町長が委嘱した委員は、第22条第1項により委嘱されたまちづくり委員会の委員とみなす。
- 4 この条例の施行の際すでに着手され、又は着手のための準備が進められている条例第11条第2項各号に規定する町民コメントの対象事項で、時間的な制約その他の理由により条例第11条の町民コメントを行うことが困難と認められるものについては、同条の規定は、適用しない。

(美瑛町表彰条例の一部改正)

- 5 美瑛町表彰条例（平成13年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項を次のように改める。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 公募による者

(美瑛町自然環境保全条例の一部改正)

- 6 美瑛町自然環境保全条例（平成元年美瑛町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第22条第6項を次のように改める。

- 6 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 公募による者

同条に次の1項を加える。

- 7 審議会の専門委員は、有識者のうちから、町長が委嘱する。

(美瑛町都市計画審議会条例の一部改正)

- 7 美瑛町都市計画審議会条例（平成12年美瑛町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び町議会が推薦する議員につき、町長が委嘱する。

3 町長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関の職員又は公募による者のうちから委員を委嘱することができる。

4 町長は、審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

>>>>ダウンロード<<<<<

○住み良いまち美瑛をみんなで作る条例施行規則

平成15年4月1日規則第17号

改正

平成25年3月6日規則第4号

住み良いまち美瑛をみんなで作る条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住み良いまち美瑛をみんなで作る条例（平成15年美瑛町条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公募委員の任命)

第2条 町の機関は、審議会等の公募委員の任命にあたって、選考基準を作成し、選考するものとする。

(委員公募の特例)

第3条 条例第8条に規定する特別な場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 審議会等の委員構成又は委員構成の一部が法令によって定められている場合
- (2) 審議会等の審議事項が、専門性及び特別な経験を要すると認められる場合
- (3) 審議会等の審議事項が、行政処分に関する審議等を行う場合
- (4) 必要に応じて委員を委嘱する審議会等で委員を公募するいとまがない場合

(公募委員の割合)

第4条 条例第8条に規定する定数の一部とは、委員定数のおおむね3割とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の委員に応募した者が公募した数に満たない場合
- (2) 審議会等の委員に応募した者が選考基準に適さない場合

(町民意見等の把握のための施策)

第5条 条例第10条第1項第3号に規定する町民意見等の把握とは次に掲げる取り組みをいう。

- (1) 地区まちづくり懇談会
- (2) 町長への手紙
- (3) 町政モニター制度
- (4) その他町民意見等の把握のために行う施策

(町民コメントの適用除外)

第6条 審議会等が、条例第11条第1項に規定する町民コメント制度（以下「町民コメント」という。）に準じた手続きを経て行う報告、答申等に基づき町の機関が計画等を立案する場合は、町民コメントは要しないものとする。

(町民コメントの公表)

第7条 町の機関は、町民コメントを公表するときは、町民意見提出期限の1月前までに町ホームページへの掲載、町広報誌への掲載、役場町民コーナーへの掲示等により行うものとする。

2 町民コメントの公表内容は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 公表日
- (3) 意見等の提出期限及び提出方法
- (4) 対象となる事案等の内容
- (5) その他必要な事項

(町民コメントの提出方法)

第8条 町民コメントに関する町民意見等の提出にあたっては、その記録性を確保できる範囲で、多様な方法を認めるものとする。

(町民意見等の処理)

第9条 町の機関は、町民コメントにおいて町民から提出された意見等を十分考慮して、意思決定を行うものとする。

(まちづくり町民集会の公表等)

- 第10条 町の機関は、条例第12条に規定するまちづくり町民集会（以下「集会」という。）を開催する場合は、あらかじめ、集会の日時、場所、案件等必要な事項を町民に公表しなければならない。
- 2 町の機関は、集会を開催したときは、開催日時、開催場所、対象とした事案の内容、町民から出された意見その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 町の機関は、前項の記録を公表するものとする。
（集会の運営）
- 第11条 集会は、町の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。
- 2 集会の参加者は、集会の円滑な進行を図るために議長の指示に従わなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、集会の運営に関する事項は町の機関が別に定める。
（町民意見等の反映に向けた検討機関）
- 第12条 町の機関は、条例第10条第1項各号及び条例第15条第1項に規定する町民意見等の検討機関として、庁内に町民意見等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することができる。
- 2 検討委員会の運営及び委員の構成は、町の機関が別に定める。
（町民意見等の検討結果の公表）
- 第13条 町の機関は、条例第14条第2項及び条例第15条第2項の規定に基づき町民意見等の検討結果を公表するときは、次の事項を公表するものとする。ただし、公表により美瑛町情報公開条例（平成15年美瑛町条例第2号）第6条の非公開情報が明らかになるときはこの限りでない。
- （1） 提出された意見等の内容
（2） 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由
（評価の基準）
- 第14条 町長は、まちづくりの評価（以下「評価」という。）の計画的かつ着実な推進を図るため、評価に関する基準（以下「評価基準」という。）を定めなければならない。
- 2 評価基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1） 評価の実施に関する基本的な方針
（2） 評価の方法に関する事項
（3） 評価結果の町政への反映に関する事項
（4） 評価結果の公表に関する事項
（5） その他評価の実施に関し必要な事項
- 3 町長は、評価基準を定めるときは、あらかじめ、町の機関と協議しなければならない。
（評価組織）
- 第15条 評価を着実かつ円滑に推進するため、庁内に評価検討委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 評価委員会の組織、運営に関する事項は、別に定める。
（評価方法）
- 第16条 町の機関は、評価を行うときは、政策及び事業の担当部局（以下「所管課」という。）が自ら一次評価を行い、その評価結果を評価委員会に報告するものとする。
- 2 評価委員会は、所管課から報告された評価結果の全庁的な整合を図るとともに、全庁的視点で二次評価を行いその結果を町の機関の長に報告するものとする。
（評価調書）
- 第17条 所管課は、評価を行うときは、評価調書を作成しなければならない。
（事務局の設置）
- 第18条 条例第27条に規定する美瑛町まちづくり委員会の事務局は、政策調整課に置く。
（委任）
- 第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- 附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。
附 則（平成25年3月6日規則第4号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

美瑛町まちづくり評価基準の見直しについて

1 評価の現状と課題について

(1) これまでの評価方法

「政策評価」「公共事業評価」「公共事業再評価」「事務事業評価」の4つの区分を評価対象としており、各課で所管している小事業を1、2件程ピックアップし、評価検討委員会において毎年20件程度の事業評価を実施している。

(2) 現状と課題

- ①「政策評価」「公共事業再評価」はほとんど行われていない。
- ②「公共事業評価」の対象となる小事業について、道路事業が多くの割合を占めているが、そのほとんどが長期継続事業であり、毎年度の評価内容に大きな変化が見られないことから2次評価を省略している。
- ③「事務事業評価」は、各課の事業担当者が小事業を1、2件程ピックアップしたものを評価しているが、ピックアップに特段のルールがなく、毎年同じ小事業をほとんど同じ内容で評価しているものが多いため評価内容に大きな変化が見られない。
- ④評価方法は「事業の必要性」「事業効果」「妥当性」「効率性」「町民ニーズ」の5項目について、それぞれ5段階評価を行い、合計点により評価している。この5段階評価は、数量化した費用便益分析等による評価ではなく目安が曖昧なため、事業担当者が主観的な評価をしているに過ぎないものとなっている。

2 評価基準の改善ポイントについて

(1) 評価の目的

まちづくり評価の目的は「行政活動の適正評価とその反映」と「町民への情報公開」の2つである。

(2) 評価対象事業の抽出

全ての小事業（令和元年度は475事業）を評価検証することが原則であるが、事業評価することの効果と事務量を考えた場合、現実的ではないため、評価する対象事業を絞る必要がある。

評価対象事業を抽出する際の方向性としては、事業評価それ自体の目的を達しているのかどうかを考慮する必要がある。

(3) 対象外事業の考え方

上記を踏まえ、まちづくり推進課で評価対象候補事業を抽出することとするが、対象外とする場合の主な考え方を下記のとおり整理する。

- ①「管理運営事業」「維持管理事業」であっても、小事業を構成する細事業に新規事業やPR事業等政策的経費が含まれる可能性もあるため基本的には対象とする。しかし、「会計管理事業」「道路台帳管理事業」など、細事業に政策的経費が含まれる可能

性がほとんどないと見込まれる事業は対象外とする。

- ②「国や道からの100%委任事務」「総合行政ネットワーク管理事業」「狂犬病予防事業」など、決められたルールに基づき実施しなければならない事業は対象外とする。
- ③各種団体に対する負担金・補助金などで構成される小事業で、少なからず支援先団体の事業内容の見直し等を検討できる事業であっても、項目別事業評価（必要性、有効性、効率性、町民参加）に影響を与える可能性が明らかに低いと判断できる場合（該当なしが多い場合など）は対象外とする。また、複数の組織で構成される団体への負担金・補助金などは、美瑛町単独での評価が困難なことから対象外とする。
- ④「丘のまちびえい活性化協会補助金」「美瑛町農業振興機構負担金」など、多岐にわたる施策や事業を支援先団体で展開している場合の小事業は、団体の全てを評価調査のみで評価することが極めて困難なことから評価の対象外とする。
- ⑤「職員給与」「各種保険料」などの義務的経費で構成される小事業や、「表彰審議会事業」「住基台帳管理事業」など定期的に実施される事業で、見直しや廃止等の検討を要しない事業は対象外とする。

（４）その他

（３）の考え方により、まちづくり推進課において評価対象候補事業を抽出するが、最終的に評価すべきか否かの判断については各担当課に任せるものとする。

美瑛町まちづくり評価基準

(趣旨)

第1 この基準は、住み良いまち美瑛をみんなで作る条例施行規則（平成15年美瑛町規則第17号）第14条の規定に基づき、まちづくりの評価（以下「評価」という。）の計画的かつ着実な推進を図るために定める。

(評価の実施に関する基本的な方針)

第2 評価を行うにあたっては、次の基本方針に沿って行うものとする。

(1) 評価の目的

① 合理的な政策選択と政策の質の向上

効果的な施策展開を行うため、定期的に政策評価を行い、政策情報を蓄積することにより、合理的な政策の選択と政策の質の向上を図る。

② 行政の効率化の推進

政策の必要性や優先度、効率化の視点から必要に応じて事業の見直しを行い、限られた財源の効率的な活用を図る。

③ 行政の透明性の確保と説明責任の遂行

町の施策、事業の評価を町民に公表し、行政の透明性の確保と説明責任の遂行を図る。

(2) 評価の実施体制

評価は、1次評価として担当課の評価を行い、さらに全庁的視点で評価検討委員会による評価を行う2段階評価とする。

(3) 評価の実施

評価は、まちづくり総合計画における施策の目的を達成するための活動である事業を自己点検しながら、担当課自らが問題点や課題等を把握するとともに、PDCAサイクルの確立により行政活動の継続的な点検・見直しを行う。

(評価検討委員会)

第3 第2の規定に基づき評価を行うため、美瑛町評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、美瑛町庁議等規則（昭和63年美瑛町規則第5号）第6条に定める企画委員会の委員等により構成する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員会に専門部会を設置することができる。

(評価の対象事業)

第4 評価の対象事業は、予算小事業を一つの単位とし、原則として全事業を対象とする。ただし、次の場合を除く。

(1) 義務的経費で構成される小事業の場合

主に人件費や扶助費、公債費で構成される小事業の場合

(2) 評価指標の設定が困難な小事業の場合

一般的な庶務事業や、主に各種負担金・分担金、繰出金等で構成される小事業で、

評価指標の設定が困難な場合

- (3) その他の場合
前号以外で、評価することが適当でない場合

(評価の方法)

第5 評価方法は次により行うものとする。

- (1) 担当課による1次評価
担当課は、課内で十分協議したうえで、該当事業ごとに評価調書を作成し、評価を行うとともに、当該評価調書をまちづくり推進課長に提出するものとする。
- (2) 全庁的な2次評価
まちづくり推進課長は、各担当課からの評価調書を一覧表にまとめ、委員会に提出し、委員会は、全庁的視点から評価を行うものとする。
- (3) 町の機関の長への報告
委員長は、委員会が評価を終えた事業等についてその結果を町の機関の長に報告するものとする。
- (4) まちづくり委員会への報告
まちづくり推進課長は、評価結果を町の機関の長への報告後、遅滞なくまちづくり委員会に報告するものとする。
- (5) 町の機関の長は、評価結果を町民に公表するものとする。

(評価の時期)

第6 評価の時期は、前年度事業の評価を1次評価にあつては翌年度7月まで、2次評価にあつては翌年度の8月までに行うものとする。

(評価の視点)

第7 評価の視点は、必要性、有効性、効率性、町民参加を勘案して定めるものとし、各評価の視点は、次によるものとする。

- (1) 必要性
- ① 事業に対する町民のニーズがあるか
 - ② 今後も町が実施する事業としての妥当性があるか
 - ③ 事業休止・終了による町民への影響があるか
- (2) 有効性
- ① まちづくり総合計画に関連した事業であるか
 - ② 他施策に対する波及効果及び関連性があるか
- (3) 効率性
- ① 類似事業と統合できる可能性があるか
 - ② 外部委託等ができる可能性があるか
- (4) 町民参加
- ① 事業に対する町民の参画があるか

(評価結果の政策への反映)

第8 町の機関の長は、評価結果を政策の立案をはじめ、まちづくり総合計画の推進管理、予算編成、事業の見直しなど町政に反映させるよう努めなければならない。

(評価結果の公表)

- 第9 町の機関の長は、評価結果を公表するときは、政策、事業の必要性や効果、改善方策などを町民にわかりやすく示すとともに、評価結果に対する町民意見の反映に努めなければならない。
- 2 評価結果の公表は、評価結果の報告を受けた後、速やかに行わなければならない。
- 3 評価結果の公表方法は、町広報での公表、役場町民コーナーへの公表結果の掲示、ホームページへの掲載等によるものとする。

(庶務)

- 第10 評価及び委員会に関する庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

- 第11 この基準に定めるもののほか評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- この基準は、平成25年4月1日から施行する。
- この基準は、令和2年4月1日から施行する。

1 事業概要

事業名						
担当課・係名						
事業の概要・目的						
実施による効果						
事業決算額 (単位：円)	当該年度事業費	財源内訳				
		国庫支出金	道支出金	地方債	基金	その他
						0

(公共事業記載欄)

事業年度	年度	～	年度	(単位：千円)			
事業費の状況	区分	全体事業費	前年度まで	当該年度分	翌年度以降		
	事業費				0		
	財源内訳	国・道				0	
		地方債				0	
		基金				0	
		その他				0	
一財					0		

2 事業検証・評価

評価指標		年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
(単位：回)	目標値						
	実績値						
	達成率	#DIV/0!					
当該年度実績に対する評価							
改善策・振興策 (目標未達成の場合は改善策 目標達成の場合は振興策)							
項目別事業評価 (1次評価)							
必要性	事業に対する町民ニーズ	<input type="checkbox"/> 増加傾向 <input type="checkbox"/> 一定 <input type="checkbox"/> 減少傾向 <input type="checkbox"/> 該当なし					
	今後も町が実施する事業としての妥当性	<input type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> 要検討 <input type="checkbox"/> 不適當 <input type="checkbox"/> 該当なし					
	事業休止・終了による町民への影響	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 該当なし					
有効性	総合計画に関する関連度合	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 該当なし					
	他施策に対する波及効果及び関連性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 見込有 <input type="checkbox"/> 無					
効率性	類似事業との統合の可能性	<input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 要検討 <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 該当なし					
	外部委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 要検討 <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 該当なし					
町民参加	事業に対する町民の参画	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 実施可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 該当なし					
評価検討委員会評価結果 (2次評価) ※令和3年度実施に向けた事業評価							
評価結果	<input type="checkbox"/> 事業拡大 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 内容見直し継続 <input type="checkbox"/> 他事業に統合 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 事業廃止						
評価に対する まちづくり委員会の意見							